

平成28年度 9人制ルール取り扱いについて**1 選手交代に関する事項****第13条第1項 正規の選手交代**

- (1) 選手交代は、ラリー終了後、次のサービス許可の吹笛までに、監督またはゲームキャプテンが主審または副審にハンドシグナルを示し、選手の番号を告げて要求しなければならない。この場合のラリー終了とは、いずれかのチームが相手チームの反則により1点を得た場合をいう。
(第8条)
- (2) 選手交代は、それぞれのセットの試合開始前においても要求することができる。この場合は、そのセットの正規の選手交代として記録する。
- (3) 選手交代は、1セットに6回まで要求することができる。ただし、同じ中断中に連続して要求することはできない。同じチームによる2つの別々の選手交代の間には、ラリーの終了がなければならない。
- (4) 選手交代は、同時に2組以上の交代を要求することができる。この場合、監督またはゲームキャプテンはその組数を示すものとし、交代は1組ずつ連続で行う。
- (5) 交代選手は、交代の要求があったときはコートに入る準備をしていなければならない。交代する選手は、交代の要求が認められたときは速やかに記録席近くのサイドライン上で片方の手を上げ、副審の合図で交代する。
- (6) 先発選手は、1セットにつき1回だけ交代してコートを離れることができる。また1セットにつき1回だけ自らの交代選手と交代してコートに戻るることができる。
- (7) 交代選手は、1セットにつき1回だけ先発選手と交代して試合に出ることができる。交代選手は、試合の再開後、1つのラリーがあった後でなければ、再び交代してチームベンチに戻ることはできない。交代選手がチームベンチに戻る場合は、自らが交代した先発選手とだけ代わることができる。
- (8) 交代選手のサービス順は、交代した先発選手の順位に入る。サーバーが交代したときは、サービス権は交代選手に引き継ぐ。この場合は、サービス順を変更したことにはならない。

(注)

- 1 選手交代は、同じ中断中に連続して要求することはできず、同じチームによる2つの別々の選手交代の間には、ラリーの終了がなければならない。したがって、同じ中断中に連続して選手交代の要求があった場合は、不当な要求として処置する。
- 2 副審は5回目、6回目の選手交代があったときにその回数を主審に報告する。また、要求したチームの監督に通告する。

第13条第2項 セット間の選手交代

セット終了時にベンチにいた選手は、誰とでも交代して、次のセットの先発選手となることができる。この交代は、選手交代の回数に含まない。

(注)

- 1 セット間に、監督から次セットの先発選手の申告がない場合には、速やかに監督に確認を行う。確認の際は、記録用紙ではなくサービスオーダー票で確認する。(競技参加者に記録用紙を見せない)
- 2 セット間に、監督から次セットの先発選手の申告がされ記録用紙への記入が完了した後でも、再度、監督から先発選手の交代が出された場合は、副審のセット間終了(2分30秒)の吹笛前であれば認める。

2 ネット付近でのプレーに関する事項

第20条第3項 タッチネット

- (1) インプレー中、選手がネットおよびアンテナに触れたときは、タッチネットの反則とする。
ただし、アンテナ外側のネット、およびボールをプレーする一連の動作中でないときに触れても相手チームの選手のプレーを妨害しない限り反則としない。

(注)

タッチネットの反則となるのは、両アンテナ間のネット(アンテナを含む)に触れた場合である。

3 試合中断の不当な要求と処置に関する事項

第14条第1項 不当な要求

タイムアウトまたは選手交代の要求で、次のいずれかに該当するものは、不当な要求とする。

- (1) 主審のサービス許可の吹笛と同時に、その後の要求
- (2) 第1サービスと第2サービスの間の要求
- (3) 同じ中断中の2回目の選手交代の要求(インプレー中の選手が負傷または病気の場合を除く)
- (4) インプレー中の要求
- (5) 規定回数を超えた要求
- (6) 要求する権利のない競技参加者がした要求

(注)

1 1 回目の不当な要求は拒否をして、記録用紙に記載する。(サービス許可の吹笛後、副審が吹笛をした場合は、主審は拒否をし、改めてサービスの許可の吹笛をする。)

(1) 『サービス許可の吹笛と同時かその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に公式記録用紙に記録する。

(2) 『第1サービスと第2サービスの間の要求』、『同じ中断中の2回目の選手交代要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で公式記録用紙に記録する。

2 2 回目の不当な要求(遅延警告)の処置の方法

(1) 『サービス許可の吹笛と同時かその後の要求』と『インプレー中の要求』は、ラリー終了後に処置する。(サービス許可の吹笛後、副審が吹笛をした場合でも主審は拒否し、改めてサービスの許可を吹笛してラリー終了後に処置をする。)

(2) 『第1サービスと第2サービスの間の要求』、『同じ中断中の2回目の選手交代要求』、『規定回数を超えた要求』と『要求する権利のない者がした要求』は、これらの要求があった時点で処置をする。

※但し、そのチームが既に遅延警告が科せられている場合には、下記、「3 回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法」と同様の処置をする。

3 3 回目の不当な要求(遅延反則)の処置の方法

不当な要求6項目のいずれの場合であっても、その時点(ラリー中であっても)で処置する。

以上のように不当な要求があった場合、その都度記録員は、公式記録用紙に記録し、副審は、その内容を主審に報告する。

第2項 処 置

1 不当な要求は、主審および副審は拒否する。ただし、プレーに影響を及ぼしたり、同一試合中に同一チームの競技参加者が不当な要求を繰り返したときは、そのチームを試合の遅延(第26条)として処置する。

2 不当な要求があった場合において前項の規定が適用されたときでも、そのチームは同じ中断中に異なる種類の中断の要求をすることができる。

(注)

1 規定回数を超えた選手交代を要求し、その交代が拒否されたり、試合の遅延の警告を受けても、タイムアウトの要求はできる。

2 規定回数を超えたタイムアウトを要求し、その要求が拒否されたり、試合の遅延の警告を受けても、選手交代の要求はできる。

3 第1項(6)の不当な要求があった場合、その後直ちに監督またはゲームキャプテンが同じ種類の要求のハンドシグナルを示したときは、1項(1)から(5)に該当する場合を除き、その要求を認める。(要求する権利のない競技参加者がした要求の場合のみ適用)

4 不当な要求が遅延反則になったときは、ラリーの終了があったものとして取り扱う。

4 公式記録記入法に関する事項

付録(2) 第1 試合経過の記録方法

- 1 トスの後について、「最初にサービスを行うチームの記号(Ⓢ)とレシーブを行うチームの記号(Ⓡ)に×を付ける。」(第1, 2②, 関連第1, 4(5))
- 2 選手交代があった場合について,
 - (1)「交代する先発選手の番号の下欄(選手交代番号欄)に、コートに入った交代選手の番号を記入し、交代選手欄のその選手の番号を斜線で消す。」(第1, 9①)
 - (2)「交代選手が再びチームベンチに退いた場合は、選手交代番号欄のその交代選手の番号を○で囲む。」(第1, 9③)
 - (3)「例外的な選手交代があったときは、負傷した選手の番号の横にコートに入った選手の番号を記入する。また、特記欄にその旨を記録する。」に改め、後段に「例外的な選手交代は、選手交代の回数には含まれない(第13条第3項1(2))が、最終結果の選手交代欄にはその回数を含めて記入する。」(第1, 3(9)④)
- 3 特記欄に記録する内容に、「適用した事項」を加え、記載例を示した。(第1, 3(11))
- 4 セットが終了したときについて、「試合結果欄にそのセットの結果を記入する。そして、勝欄に勝ちチームには1を、負けチームには0を記入する。」(第1, 4(4))
- 5 試合終了後について、「両チームのチームキャプテンのサインを採録する。」(第1, 6①)

(注)

- 1 選手交代の要求があり、サイドライン上に両選手が並んだ際に正規の選手交代として認めることができる組合せか記録用紙で確認し、認めることができる場合は、副審と目を合わせて片方の手を挙げる。不法な選手交代の場合は、その旨を副審に伝える。
選手交代の記入完了後は、副審と目を合わせて両手を挙げる。
- 2 複数の選手交代の場合は、上記の手続きを繰り返す。

5 サービスに関する事項

第23条第3項 サービスの反則

次のいずれかに該当するときは、サービスの反則とする。

- (1) サービス順を誤ってサービスをしたとき。(サービス順の誤り)
- (2) サービスの失敗を2回続けたとき。(ダブルフォルト)

(注)

サービス順を誤ってサービスをしたときの処置手順を再度確認する。

- 1 記録員は、誤ったサーバーが、サービスをしたときに、ブザーで通告する。

※ サービスを打つ前に通告しない。(副審に間違っていることを話しかけない)

- 2 副審は、片方の手を上げて吹笛をして合図をし、ラリーを止める。

- 3 副審と記録員は「誤ったサーバーのサービスであった事」の事実と、次のサーバーの番号を確認する。

※ 審判員が事実を確認している最中には競技参加者に記録用紙を見せない

- 4 副審は、吹笛をして「サービス順の誤り」のハンドシグナルを示し、サービス順を誤った選手を指す。その後、主審は、「ポイント」のハンドシグナルを示し、副審も主審のハンドシグナルに追従する。

- 5 副審は、サービス順を誤ったチームのゲームキャプテンを呼んで、次のサーバーの番号を告げる。

6 特殊な事情による試合の中断と処置に関する事項

第17条 特殊な事情による試合の中断と処置

次のような事情で試合を中断する必要があるときは、インプレー中でも直ちにプレーを停止し、ノーカウントとする。同日中に試合の再開が不可能なときは、試合は延期または中止とする。

なお、これらの場合の試合の再開は、第10条第2項に定めるところによる。

(1) 他のボールや、他のコートの選手がコートに侵入し、プレーの妨げとなったとき。

(2) 照明など設備や競技用具が破損または故障したとき。

(3) 天候の異変、地震等その他やむを得ない事故が発生したとき。

(注)

- 1 ノーカウントにした後は、同じサーバーの第1サービスで再開をする。(第22条)

- 2 サービスの吹笛後、サービスが打たれる前に、他のボールや他のコート選手がコートに侵入したときは、片方の手を挙げて止める。(ノーカウントにはしない)

- 3 「ラリー終了」(第12条1、第13条第1項1)とは、どちらかのチームが得点を得る場合をいう。したがって、ノーカウントになった場合等、得点を伴わないときは、選手交代及びタイムアウトの要求はできない。

7 公式ハンドシグナルに関する事項

第33条 公式ハンドシグナル

(注)

- 1 チームからタイムアウトまたは選手交代の要求があり、副審が吹笛しその要求を受付けた場合、主審はハンドシグナルを示す必要はない。